

東京都立職業能力開発センター条例 (昭和四十六年東京都条例第四十四号) 新旧対照表 (抄)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 総則 (第二条・第三条)</p> <p>第三章 センターの設置等 (第三条・第十一条)</p> <p>第三章 センターの職業訓練の基準等 (第十一条・第十二条)</p> <p>第四章 雑則 (第十三条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)の規定に基づき東京都立職業能力開発センター (以下「センター」という。)の設置及び管理センターの行う普通職業訓練 (第十二条を除き、以下「職業訓練」という。)の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第七条まで (現行のとおり)</p> <p>(授業料等)</p> <p>第八条 センターにおける能力開発訓練 (次項に定める職業訓練を除く。)に係る入校選考料及び授業料並びに能力向上訓練に係る授業料は、無料とする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第九条から第十三条まで (現行のとおり)</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則 (第二条・第三条)</p> <p>第三章 センターの設置等 (第三条・第十一条)</p> <p>第三章 センターの職業訓練の基準等 (第十三条・第十四条)</p> <p>第四章 雑則 (第十五条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)の規定に基づき東京都立職業能力開発センター (以下「センター」という。)の設置及び管理センターの行う普通職業訓練 (第十四条を除き、以下「職業訓練」という。)の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第七条まで (略)</p> <p>(授業料等)</p> <p>第八条 センターにおける能力開発訓練 (次項に定める職業訓練を除く。)について、入校選考を受けようとする者は入校選考料を、入校者は授業料を、次のとおり納付しなければならない。</p> <p>一 入校選考料 千七百円</p> <p>二 授業料 年額 十二万八千八百円</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターにおいて能力向上訓練を受けようとする者は、一訓練八千五百円の範囲内で知事の定める授業料を納付しなければならない。</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p>第九条 前条の授業料は、知事が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(授業料等の不滞付)</p> <p>第十条 既納の授業料及び入校選考料は、滞付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を滞付することができる。</p> <p>第十一条から第十五条まで (略)</p>